

# 一般社団法人 日本薬物動態学会 細則(令和6年11月18日)

## 1. 会員に関する細則・内規

### 1-1) 代議員選出細則

#### 第1条

定款第14条に定める代議員は、代議員候補者を年間1名推薦することができる。また別途、総務委員会も代議員候補者を年間2名まで推薦することができる。代議員数は、正会員数の15-20%を目安とする。候補者の資格は、原則として会員歴3年以上、本会が主催する学術集会における発表回数3回以上、本会が発行する雑誌(DMPK誌、薬物動態誌、ニュースレター)への掲載回数1回以上の全てを満たす正会員とする。

なお、会員歴は正会員として登録された日より起算し、推薦締め切り日までとする。また、会員歴以外の上記資格を満たさない場合においても、候補者が企業所属会員の場合は、候補者の所信表明書を提出することで、代議員候補者として推薦することができる。

#### 第2条

代議員候補者の推薦に際しては、理事会が定める期限内に所定の書類を会長宛に提出するものとする。なお、代議員には本学会の諸活動および運営全般に積極的に参画することが求められる。

#### 第3条

会長は推薦された代議員候補者について、理事会の議決を経て総会での承認を得た後、代議員に任命する。なお理事会は、理事の一名を長とする総務委員会に候補者の会員歴、研究歴、研究業績、本学会への貢献ならびに本会の学術集会および学会誌への発表に関する予備審査を委託する。総務委員会は、会員数と代議員数の割合も考慮し、予備審査結果を理事会に報告する。

#### 第4条

選定された新代議員候補者について、総代議員の過半数の賛成を以て新代議員を承認する。

#### 第5条

代議員の任期は、定款第14条に規定するとおり、選任の2年以内に終了する事業年度に関する定時総会終結の時までとする。

### 1-2) 名誉会員選考細則

#### 第1条

定款第6条に定める名誉会員の選考対象者は原則として65歳以上(事業年度の開始日)で次の各項目のいずれかに該当する者で、理事の推薦を受けた者とする。

## 1.国内会員を名誉会員として選考する場合

- 1)会長経験者あるいは、理事及び監事を通算2期以上の経験者
- 2)学会賞並びにこれに準ずる賞の受賞者
- 3)本会の代議員(旧評議員)として多年にわたり、本会の発展に功績のあった者

## 2.非会員を名誉会員として選考する場合

- 1)学会賞と同等以上の賞の受賞者
- 2)本会の発展に特に貢献した者
- 3.外国人を名誉会員として選考する場合

学会賞と同等以上の賞の受賞者で、且つ薬物動態学の発展に特に貢献した者

## 第2条

名誉会員は別に定める名誉会員選考内規により選考する。

### 1-2-1) 名誉会員選考内規

#### 第1条

名誉会員は本会の会員であるか如何に関わらず、薬物動態学の発展に特に功績のあった者で、理事の推薦に基づき総務委員会で予備審査、あるいは総務委員会の推薦を受け理事会での議決後、総会で承認する。名誉会員に定員は設けない。

#### 第2条

原則として授与は1年1回、若干名とする。

#### 第3条

原則として授与は、本会の学術集会で行う。

### 1-3) 賛助会員に関する細則

賛助会員には、本法人の活動を理解いただくため、下記の特典を付与するものとする。

第1条. 本会主催の「年会」、「ショートコース」への賛助会員の社員で非会員の参加費について、賛助金 1 口当たり1 名を正会員扱いとする。なお、4口以上の賛助会員については、本規定について、人数制限を設けない。また8口以上の賛助会員については、割引の人数無制限に加えて、うち3 名まで、「年会」「ショートコース」共に参加費を無料とする。

第2条. 学会ホームページの求人広告の掲載を無料とする。

#### 1-4) 会費に関する細則

##### 第1条

本会の会費等については定款第8条に定められたことの他は、この細則による。

##### 第2条

正会員、学生会員および賛助会員は、以下に定める会費を毎年新事業年度の開始1ヶ月以内に納めなければならない。

- 1)正会員 8,000円
- 2)学生会員 4,000円
- 3)賛助会員 1口50,000円(1口以上)

##### 第3条

年会費は分割して納入することはできない。

##### 第4条

正会員ならびに学生会員が「退会届」を提出する際、当該期間の会費を納入する必要がある。

##### 第5条

この細則の変更は、理事会による決定後、一般細則と異なり、例外として総会の議決によって変更することができる。

#### 1-5) 正会員および学生会員の資格に関する細則

##### 第1条

正会員ならびに学生会員は会費を毎年新事業年度の開始1ヶ月以内に納めなければならないが、1ヶ月滞納したとき、当該期間の会員専用ホームページや学会誌(Drug Metabolism and Pharmacokinetics)の閲覧資格を喪失し、会費納入督促状が送付される。また、年会、ショートコースの参加は非会員扱いとなる。なお、当該年度の会費を支払った時点で学会誌の閲覧資格を有し、会員扱いとする。

##### 第2条

定款第12条(3)に定めるように正会員ならびに学生会員が、会費を3年間滞納したとき除籍され、会員の資格を喪失する。

##### 第3条

除籍された元会員が再入会をするとき、当該期間会費、および滞納会費の納入を要するとともに、代議員の推薦書と再入会の理由書の提出を要する。再入会は理事会で審議し、これを承認する。

#### 第4条

定款第11条に定めるように、定時総会で除名が議決された者は会員資格を喪失する。除名された元会員は再入会できない。

#### 第5条

その他、特別な措置を要するときは、別途、理事会で協議する。

### 1-6) 正会員および学生会員の休会および海外在住届に関する細則

#### 第1条

定款第8条に定める通り、「海外留学」「海外勤務等」「長期病気療養」「出産・育児休暇」の場合、2年間の休会を認める。申請者は事前に別途定める「休会届」を事務局に提出し、総務委員会へ報告する。但し、代議員の休会は認めない。

### 1-7) 認定資格制度に関する細則

#### 第1条

本会は、薬物動態学の理論を学び、新たな知見を共有し、これらを医療やヘルスケア分野へ積極的に活用する人材の育成制度として、本会が認定する資格(日本薬物動態学会認定 Subject Matter Expert、以下、JSSX SME)制度を制定する。本資格制度は、薬物動態学研究者として本学会において継続的に研究業績を挙げ、または研鑽を積む主として企業等に所属する正会員を学会として認定し、JSSX SMEの称号を授与する制度である。一度授与された称号は、会員資格を継続することによってその称号を使用する資格も継続される。

#### 第2条

JSSX SMEの称号は、以下の(1)および、(2)または(3)を満たす会員に対し授与される。なお、いずれの条件も正会員としての実績のみをカウントし、学生会員としての実績はカウントしない。

(1)申請時点で継続して正会員としての会員歴が3年以上。

(2)日本薬物動態学会が主催する学術集会(年会、ショートコースおよび企業若手交流会)における筆頭発表者としての口頭およびポスター発表を1回につき2点、共著での発表を1回につき1点とした時の合計が4点以上。

(3)日本薬物動態学会が発行する雑誌(DMPKおよびニュースレター)または薬物動態関連誌(査読ありに限る)への筆頭著者(equally contributeも含む)または責任著者としての掲載が1回以上。

#### 第3条

JSSX SMEの称号の授与は、会員からの申請に対し原則として1年1回の審査によって行う。

#### 第4条

JSSX SMEの称号の授与を希望する正会員は、別に定める申請書に必要事項を記入し、理事

会が定める期限内に会長に提出する。

#### 第5条

理事会は、理事の一名を長とする総務委員会に、申請書の内容が第4条に示す要件を満たすかどうかを判断する予備審査を委託する。会長は、予備審査の結果を理事会に諮り、理事会の議決をもって称号の授与を決定する。

#### 第6条

JSSX SMEの称号申請にあたり重大な虚偽の内容を含む場合には、当該申請時から3年間、新たな称号申請はできない。

#### 第7条

JSSX SMEの称号を授与された者が正会員でなくなった場合、当該会員が代議員として選出された場合、あるいは本人が希望した場合には、称号を使用する資格を失う。

#### 第2条

休会期間中の会費の納入を免除する。復会をする時は「復会届」を事務局に提出する。

#### 第3条

休会期間中は「非会員」扱いとし、機関誌の閲覧を供しない。年会、ショートコースへの参加も「非会員」扱いとする。代議員、学会賞各賞の応募の際、休会期間は会員期間と認めない。

#### 第4条

「海外留学」「海外勤務等」で海外に在住する会員が、別途定める「海外在住届」を提出し「会費」を納入する場合、その間の会員資格は継続する。「海外在住届」は、事務局が取り扱い、総務委員会へ報告する。

#### 第5条

その他、特別な措置を要するときは、別途、総務委員会で協議する。

## 2. 役員に関する細則・内規

### 2-1) 会長・副会長・理事・監事選出細則

定款第27条に規定する理事と監事に関する選出を定める。なお、理事および副会長(次期会長)の選出は別に定める理事選挙内規および副会長選挙内規に従い実施し、理事は総会承認を得て選出される。

#### 第1条

理事のうちの過半数は、理事候補者選考委員会によって選ばれた理事候補者の中から代議員による直接選挙によって選出され、総会で選任される。候補者の選定と選挙は別に定める理事選挙内規に従い実施する。なお、選挙による理事選出は、連続2期までとする。

なお、第3条に定める会長指名による理事に、代議員選挙において次点の者を当てた場合に

は、本条の過半数の算出において当該次点者を選挙選出理事に含めるものとする。

## 第2条

年会長、ショートコース(SC)実行委員長、企業若手交流会実行委員長は、理事会の議決後、総会の承認を得て選出される。会長、年会長、次期年会長、SC実行委員長、次期SC実行委員長、企業若手交流会実行委員長は役職理事として位置づける。

## 第3条

会長は、必要に応じて理事会の議を経て、定款第27条の定員の枠内で理事を追加指名することができる。指名された者は、総会の議決を経て理事となる。

## 第4条

会長・理事・監事の任期は、定款第31条による。但し、DMPK編集委員長の任期は原則として4年とする。年会長およびSC実行委員長として選出された者の理事の任期は、担当する年会およびSCの開催年度の定時総会から遡ること2年前の定時総会終結後から担当する年会およびSCの開催年度の定時総会までの約2年間、理事となる。

## 第5条

選挙選出理事と会長指名理事の連続任期については、あわせて3期までを原則とする。なお、理事から選出され原則4年任期のDMPK編集委員長は4年間を1期として計算する。また、役職理事である会長、年会長、次期年会長、SC実行委員長、次期SC実行委員長、企業若手交流会実行委員長としての理事の期間は、連続任期に含めないものとする。

## 第6条

監事は、会長が2名の候補者を選任し、理事会の決議を経て、総会における承認を経て決定する。

## 第7条

理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む)である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

### 2-1-1) 理事選挙内規

#### 第1条

理事候補者選考委員会は、副会長および副会長が指名した理事4名(会長も理事として有資格)の計5名の委員で構成され、副会長が委員長の任に当たる。

## 第2条

理事候補者は代議員の中から選考することとし、理事推薦(原則として、各理事は2名ずつ)、自薦、一般推薦(代議員3名の推薦による)、および理事候補者選考委員会の推薦によるものとする。理事推薦については、委員会の担当理事(委員長)は担当する委員会から少なくとも1名を推薦することが望ましい。理事候補者選考委員会は、必要に応じて理事候補者を追加選考できる。その際、大学等、病院、企業の3ブロックから最低各1名の候補者を確保することとする。また、就任年度の事業開始日に満65歳以上のものは被選挙資格がないものとする。

## 第3条

理事候補者の推薦に際しては、事前に被推薦者の意思を確認するものとする。

## 第4条

理事候補者紹介文書(現所属・職、所信表明)を公表した後、代議員による11名連記の投票により選挙を実施する。

## 第5条

その他の必要事項は理事候補者選考委員会で決定する。

## 2-1-2) 副会長(次期会長)選挙内規

### 第1条

選挙によって選ばれた理事全員を副会長候補者とする。

### 第2条

各候補者が所信表明を行ったうえで、選挙選出理事の3分の2以上の投票による単記の選挙によって副会長を選出する。なお、投票時に欠席の理事に関しては、事前に不在者投票を行い、事務局に提出した場合は有効票とする。

### 第3条

第一回目の投票で過半数を獲得した理事がない場合は、上位2名(2位が同数の場合は、その人数)による決選投票を行う(以下、過半数を獲得する理事が出るまで行う)。但し、欠席の理事は投票できない。決選投票で同数の場合には、会長の指名による。

### 第4条

副会長は次年度の理事選挙を経ず、会長となる。

## 3. 運営に関する細則・内規

### 3-1) 事務局設置細則

#### 第1条

本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

#### 第2条

事務局には、1名の事務局長と若干名の事務局員をおくことができる。

#### 第3条

事務局長は、事務局を統括すると共に、帳簿その他の学会運営に関する書類の管理義務を負う。事務局長および事務局員の選任、待遇、職務内容は、理事会の議決により決定する。

#### 第4条

事務局機能の全てまたは一部は、委託することができる。委託先の選定は、理事会の議決により決定する。

#### 第5条

事務局は、会長および理事の指示の下、円滑な学会運営に努めるものとする。

#### 第6条

会員は、定款第56条に基づき、事務局に備えている帳簿および書類を閲覧することができる。

### 3-2) 日本薬物動態学会学術年会運営細則

#### 第1条

日本薬物動態学会学術年会(以下年会 と略す)とは定款第4 条に基づいて開催する学術集会である。

#### 第2条

年会は原則として年1回、毎年9月から12月に開催する。

#### 第3条

年会長は、会長の推薦に基づき、理事会での議決後、総会の承認を得て選出される。任期は選出されてから、担当する年会の事業及び収支決算の報告が総会で承認されるまでとする。

#### 第4条

年会長は組織委員会を組織することができる。組織委員会は年会長が主宰し、必要に応じて会長、理事の出席を要請する。組織委員会は次の事項を協議し、理事会の承認を得なければなら



ない。

- (1)年会の期日及び会場
- (2)年会の企画及びテーマ
- (3)一般演題募集に関する事
- (4)特別講演・基調講演等の講演者、座長の選定
- (5)プログラム
- (6)参加費に関する事
- (7)その他、年会に関する重要な事項(英語での発表等)

#### 第5条

年会長は理事会の要請等により、下記をプログラムに組み入れることができる。

- (1)学会提案シンポジウム(国際化シンポジウム、創薬シンポジウム等)
- (2)各ディレクターズ・イニシアティブ・セッションが企画するシンポジウム
- (3)若手研究者シンポジウム
- (4)市民公開講座(但し、年会事情を考慮する)
- (5)ラウンドテーブル(但し、年会事情を考慮する)

#### 第6条

年会期間中に総会を行なう際には、総会の日程、会場および設備については年会長がこれを計画し、理事会の承認を得なければならない。定款第20条に基づき、会長が議長となる。年会長は司会を務める。年会中に開催される会議に関しては、理事会の指示による。

### 3-3) 日本薬物動態学会ショートコース運営細則

#### 第1条

日本薬物動態学会ショートコース(以下SCと略す)とは定款第4条で規定された学術集会のひとつとして開催する。

#### 第2条

SC実行委員長はSCを原則として年一回、年会の開催に合わせて開催する。

#### 第3条

SCの主題は製薬企業における医薬品開発に資する薬物動態関連分野から主として選択することとするが、学問的に重要で喫緊の場合には別の主題を優先しても構わない。

#### 第4条

SC実行委員長は、会長の推薦に基づき、理事会での議決後、総会の承認を得て選出される。任期は選出されてから、担当する年会の事業及び収支決算の報告が総会で承認されるまでと

する。

#### 第5条

SC実行委員長は、担当するSCを企画・運営するSC実行委員会を組織する。SC実行委員長は、SC実行委員会の議長として他のSC実行委員と共にSCの企画・運営を主導的に担当する。

#### 第6条

SC実行委員会は、SC実行委員長、次期SC実行委員長、年会長およびSC実行委員により構成される。SC実行委員はSC実行委員長の指名により製薬企業、大学および国立の機関などから選出される。また、必要に応じて会長、理事の出席を要請する。

#### 第7条

SC実行委員長が、次次期SC実行委員長候補を理事会に推薦し、その後、理事会の議決を経て総会で承認を得て次次期SC実行委員長は決定される。なお、SC実行委員長の任期満了に伴い、次期SC実行委員長がSC実行委員長に就任し、次次期SC実行委員長は次期SC実行委員長に就任する。

#### 第8条

SC実行委員の任期は、指名を受けてから、担当するSCの事業及び収支決算の報告が承認されるまでの期間とする。

#### 第9条

本運営細則に記載の無い質疑事項に関しては、SC実行委員会によって協議・決定されるものとする。

### 3-4) 委員会に関する細則

#### 第1条

効率的な法人運営のため、複数の委員会およびワーキンググループ(以下、WG)を設けることができる。

#### 第2条

委員会として、総務、財務、DMPK編集、ニュースレター編集の各委員会は常設とする。他の委員会およびWGは、会長の立案に基づき、理事会の承認を経て設立される。

#### 第3条

各委員会およびWGの長は、理事の中から会長が選任し、理事会の承認を得る。

#### 第4条

各委員会およびWGの委員は、その所掌に関する有識者である会員から、委員会およびWGの長が選任し、理事会の承認を得る。また、委員会およびWGの長は代議員から委員への立候補者を募集することができる。

2. 委員会およびWGの長は、理事会の承認のもと、必要に応じ委員会にアドバイザーを選任することができる。アドバイザーは委員長に対して助言を行うことができる。

#### 第5条

委員委嘱は、原則として1会員につき1つの委員会とし、理事会で調整し決定する。なお、代議員には委員就任要請を原則として受諾することが求められる。

#### 第6条

委員会の運営に当たっては、各委員会およびWGの長は委員から意見を聴取しつつ議案をまとめ、理事会に提出する。

2. 各委員会およびWGの長は、運営上の必要性が認められる場合に限り、委員以外の会員から意見を聴取することができる。各委員会およびWGの長は、理事会へその報告義務を負う。

#### 第7条

会長および副会長(次期会長)と各委員会およびWGの長は連携して、各委員会およびWGの役割、活動目標および活動実績(目標到達度の自己評価を含む)を提示する。

### 3-5)フォーカスグループに関する細則

#### 第1条

学術的に重要なテーマについて集中的に議論し、学会として一定の方向性を出すために複数のフォーカスグループ(以下、FG)を設けることができる。

#### 第2条

FGは、理事による立案と会長の承諾に基づき、理事会の承認を経て設立される。設置時期は随時とする。FGの活動は、原則として設置後1年間とし、理事会の承認を経て継続することができる。

#### 第3条

FGの長は、代議員の中から会長が選任し、理事会の承認を得る。

#### 第4条

FGの委員は、そのテーマに関する有識者である会員から、FGの長が選任し、理事会の承認を得

る。また、FGの長は代議員から委員への立候補者を募集することができる。

#### 第5条

委員委嘱は、原則として1会員につき1つのFGとし、理事会で調整し決定する。なお、代議員には委員就任要請を原則として受諾することが求められる。

#### 第6条

FGの議論の結果は理事会に提出後、学術年会での発表、DMPK誌での発表、学会ホームページ等で、公開することを原則とする。

### 3-6) 日本薬物動態学会事業での発表における利益相反(COI)に関する細則

#### 第1条

日本薬物動態学会は、その活動において社会的責任と倫理性が要求される。そのため学術年会およびショートコース(SC)の活動に関し本細則を策定する。本細則の目的は、日本薬物動態学会が会員の利益相反状態を適切に管理することにより、研究結果の発表やそれらの普及、啓発を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させることより、その社会的責務を果たすことにある。本細則では、日本薬物動態学会会員等に対して利益相反についての基本的な考えを示し、日本薬物動態学会が行う事業への参画や、発表にあたり、自らの利益相反状態を適切に自己申告によって開示し、本細則を遵守することを求める。

#### 第2条

研究の結果の公表等は、純粋に科学的なデータと導き出される考察に基づき、公共の利益を考慮して行われるべきである。

#### 第3条

対象者は 年会における発表者、および SC における発表者とする。

#### 第4条

対象者は、自身における以下の(1)～(9)のいずれか事項で、以下の基準を超える場合には、利益相反の状況を発表時に提示するものとする。自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任(当該分の収入として100万円以上となる場合、企業研究者の社会人大学院生の場合を含む)
- (2) 企業の株の保有(株式利益として年100万円以上となる場合)
- (3) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権使用料(100万円以上となる場合)
- (4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席(発表)に対し、時間・労力に対して支払われた日当(1社より年間50万円以上となる講演料、謝金など)

- (5) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料（1社より年間50万円以上となる場合）
- (6) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（1社より年間200万円以上となる場合）
- (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金など）（1社より年間200万円以上となる場合）
- (8) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄附講座
- (9) その他、上記以外の旅費（1社より年間5万円以上となる場合）や贈答品などの受領、客員研究員などの受け入れなど

#### 第5条

発表者は研究成果を学術集会やSCで発表する場合、当該研究実施に関わる利益相反状態を発表時に開示するものとする。形式としては、以下の例を参考にして掲示する。なお、企業所属の社会人大学院生の場合は、発表時の所属に、企業と大学と両方の所属を付すこと。

「〇〇〇は、XXX社の社員である」

「〇〇〇は、XXX社と共同研究を行っている」

「〇〇〇は、XXX社より講演料を得ている」

「〇〇〇は、XXX社の寄附講座に所属している」

#### 第6条

年会長及びWC/SCの実行委員長は、それぞれの会での各研究成果の発表に関し、本細則に沿ったものであることを検証し、本細則に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。

#### 第7条

日本薬物動態学会理事会は、本細則に違反する行為に関して審議する権限を有し、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じて一定期間、次の事項のすべてまたは一部の措置を取ることができる。

- ① 日本薬物動態学会が開催するすべての集会での発表の禁止
- ② 日本薬物動態学会の刊行物への論文掲載の禁止
- ③ 日本薬物動態学会の会長・理事・監事への就任の禁止
- ④ 日本薬物動態学会の委員会委員への就任への参加の禁止
- ⑤ 日本薬物動態学会の社員の資格停止、あるいは社員になることの禁止
- ⑥ 日本薬物動態学会会員の資格停止、あるいは会員になることの禁止

#### 第8条

被措置者は、日本薬物動態学会に対し、不服申し立てをすることができる。日本薬物動態学会の会長はこれを受理した場合、総務委員会メンバーによる再審議を指示する。再審議後、理事

会の協議を経て、その結果を被措置者に通知する。

### 3-7) 理事会に関する細則

#### 第1条

会長は、理事以外の者に対し、オブザーバーとして理事会への出席を依頼し、意見・報告を求めることができる。

#### 第2条

参加したオブザーバーは、会議の内容に関して守秘義務を有する。

#### 第3条

理事以外の者がオブザーバーとして参加した場合は、その目的及び必要性を代議員総会で報告する。

### 3-8) 企業若手交流会運営細則

#### 第1条

企業若手交流会Corporate Rising Talents Initiative Session(以下CoRTISと略す)とは定款第4条で規定された学術集会のひとつとして開催する。

#### 第2条

CoRTIS実行委員長はCoRTISを原則として年一回開催する。

#### 第3条

CoRTISは、企業等に所属する若手研究者が、創薬研究におけるリーダーシップや学会参画における主体性を発揮し、相互に研鑽を積みながらキャリア発展を図ることを主眼に、自ら企画・運営を行い、組織の垣根を越えた交流の場を提供する。

#### 第4条

CoRTIS実行委員長は、SMEの資格を有する者の中から、会長の発議に基づき、理事会での議決後、総会の承認を得て選出される。任期は選出されてから、担当するCoRTIS年会の事業及び収支決算の報告が総会で承認されるまでとする。

#### 第5条

CoRTIS実行委員長は、CoRTIS実行委員会を組織して、その議長として、他のCoRTIS実行委員と共にCoRTISの企画・運営を主導する。

#### 第6条

CoRTIS実行委員会は、CoRTIS実行委員長、次期CoRTIS実行委員長、CoRTIS実行委員により構成される。CoRTIS実行委員は、SMEの資格を有する者とする。また、必要に応じて会長、理事の出席を要請する。

#### 第7条

CoRTIS実行委員長は、まずCoRTIS実行委員から次々期CoRTIS実行委員長候補として理事会に推薦され、その後理事会の議決を経て総会で承認を得て決定される。なお、CoRTIS実

行委員長の任期満了に伴い、次期CoRTIS実行委員長が実行委員長に就任する。

#### 第8条

CoRTIS実行委員の任期は、指名を受けてから、担当するCoRTISの事業及び収支決算の報告が承認されるまでの期間とする。

#### 第9条

CoRTISへの参加には、原則としてSMEの資格を有する者および会員が優先される。

#### 第10条

本運営細則に記載の無い質疑事項に関しては、CoRTIS実行委員会によって協議・決定されるものとする。

### 4. 褒賞に関する細則・内規

#### 4-1) フェロー(JSSX Fellow)選考細則

##### 第1条

本会は、日本薬物動態学会フェロー(JSSX Fellow、以下フェロー)制度を制定する。フェローは、薬物動態学に関する研究、教育および行政を以て医薬品開発や医療に資するという本学会の社会的使命の具現化の一環として、さらには本学会が広く産学官の分野に属しかつ様々な背景をもつ会員を有し、活発な国際的活動を標榜している特性に鑑み、広く国の内外を問わず功績があり、引き続き本学会への貢献の期待される会員を顕彰するため、個人に贈られる称号である。従って、フェローの称号は恒久的に使用できるものである。

##### 第2条

授与は原則として1年1回、若干名とする。

##### 第3条

フェロー授与者は別に定めるフェロー選考内規により選考する。会長は、選考委員会から内規に基づく選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り授与者を決定する。

##### 第4条

フェロー称号授与は、年会において行う。

#### 4-1-1) フェロー(JSSX Fellow)選考内規

##### 第1条

フェローは公募によるものとし、本会現職理事、理事経験者、またはフェローのいずれかにより推薦された会員の中から選考する。ただし、外国人の場合、かならずしも会員である必要はない。

##### 第2条

選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員5名以上をもって組織する。ただし、推薦者および推薦状提出者は選考委員の資格を有しない。

### 第3条

選考委員長は理事会で指名する。

### 第4条

選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たるとともに、選考結果を会長に報告する。会長は選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り授与者を決定する。

## 4-2) 学会賞等細則

定款第4条(3)に基づき、日本薬物動態学会賞(以下学会賞、英名:JSSX Award (The Japanese Society for the Study of Xenobiotics Award))、日本薬物動態学会奨励賞(以下奨励賞、英名:JSSX Award for Young Scientists (The Japanese Society for the Study of Xenobiotics Award for Young Scientists))、日本薬物動態学会創薬貢献・北川賞(以下創薬貢献・北川賞、英名:JSSX Kitagawa Memorial Award for Dedication to Drug Discovery)、日本薬物動態学会創薬貢献・奨励賞(以下創薬貢献・奨励賞、英名:JSSX Award for Young Scientists with Dedication to Drug Discovery)および日本薬物動態学会功労賞(以下功労賞、英名: JSSX Award for Distinguished Services(The Japanese Society for the Study of Xenobiotics Award for DistinguishedServices))を制定する。

### 4-2-1) 学会賞選考細則

#### 第1条

本会は我が国における薬物動態研究の進歩、発展に貢献した会員の功績を顕彰するため、学会賞を制定する。

#### 第2条

賞は賞状および副賞とする。

#### 第3条

受賞者は継続して5年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について卓抜な功績を挙げたものとする。なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め切り日までとする。

#### 第4条

受賞は1年1回、原則として1件以内とする。



#### 第5条

受賞者は別に定める学会賞選考内規により選考する。

#### 第6条

会長は、第5条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

#### 第7条

学会賞の授与は年会で行う。また、受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

### 4-2-1-2) 学会賞選考内規

#### 第1条

学会賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。

#### 第2条

選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員5名以上を持って組織する。

#### 第3条

選考委員長は理事会で指名する。

#### 第4条

選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。

### 4-2-2) 奨励賞選考細則

#### 第1条

本会は我が国における薬物動態研究の発展に寄与する顕著な業績を挙げ、将来の活躍が期待される若手研究者の研究を推進・奨励するため、奨励賞を制定する。

#### 第2条

賞は賞状および副賞とする。

#### 第3条

受賞者は継続して3年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について卓抜な功績を挙げ、将来の活躍が期待される研究者であり、応募年の4月1日現在満46歳未満の者とする。なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め切り日までとする。

#### 第4条

受賞は1年1回、3件以内とする。

#### 第5条

受賞者は別に定める奨励賞選考内規により選考する。

#### 第6条

会長は、第5条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

#### 第7条

奨励賞の授与は年会で行う。また、受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

### 4-2-2-1) 奨励賞選考内規

#### 第1条

奨励賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。

#### 第2条

過去5年間に、本学会の年会あるいは本学会の学術雑誌で必ず発表していることを応募条件とする。

#### 第3条

選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員5名以上を持って組織する。

#### 第4条

選考委員長は理事会で指名する。

#### 第5条

選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。

### 4-2-3) 創薬貢献・北川賞選考細則

#### 第1条

本会は企業における医薬品の創生と医療への適用、及びそれに関連した薬物動態研究において、貢献が認められる会員の功績を顕彰するため、この創薬貢献・北川賞を制定する。

## 第2条

賞は賞状および副賞とする。

## 第3条

受賞者は継続して5年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について卓抜な功績を挙げたものとする。なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め切り日までとする。

## 第4条

原則として受賞は1年1回、1件以内とする。

## 第5条

受賞者は別に定める創薬貢献・北川賞選考内規により選考する。

## 第6条

会長は、第5条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

## 第7条

創薬貢献・北川賞の授与は年会で行う。また、受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

### 4-2-3-1) 創薬貢献・北川賞選考内規

#### 第1条

創薬貢献・北川賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。

#### 第2条

選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員5名以上をもって組織する。

#### 第3条

選考委員長は理事会で指名する。

#### 第4条

選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。

#### 4-2-4) 創薬貢献・奨励賞選考細則

##### 第1条

本会は企業における若手研究者の医薬品の創生と医療への適用、およびそれに関連した薬物動態研究を推進・奨励するため、この創薬貢献・奨励賞を制定する。

##### 第2条

賞は賞状および副賞とする。

##### 第3条

受賞者は継続して3年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について、1)医薬品研究開発における薬物動態試験の評価系の構築、効率化または判断基準の明確化に寄与する業績、2)新薬の薬物特性の解明による特徴付けや既存薬との差別化に寄与する業績、3)医薬品の臨床での適正使用に寄与する業績等を挙げ、将来の活躍が期待される研究者であり、応募年の4月1日現在満46歳未満の者とする。

なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め切り日までとする。

##### 第4条

原則として受賞は1年1回、3件以内とする。

##### 第5条

受賞者は別に定める創薬貢献・奨励賞選考内規により選考する。

##### 第6条

会長は、第5条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

##### 第7条

創薬貢献・奨励賞の受賞は年会で行う。また、受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

#### 4-2-4-1) 創薬貢献・奨励賞選考内規

##### 第1条

創薬貢献・奨励賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。

##### 第2条

選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員5名以上をもって組織する。

### 第3条

選考委員長は理事会で指名する。

### 第4条

選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。

## 4-2-5) 功労賞選考細則

### 第1条

本会は本学会の運営・発展あるいは薬物動態研究における啓発活動上その功績が顕著な会員を顕彰するため、功労賞を制定する。

### 第2条

賞は賞状および副賞とする。

### 第3条

受賞者は継続して10年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について卓抜な功績を挙げたものとする。なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め切り日までとする。

### 第4条

学会賞、創薬貢献・北川賞の受賞者は対象としない。

### 第5条

原則として受賞は1年1回、1件以内とする。

### 第6条

受賞者は別に定める功労賞選考内規により選考する。

### 第7条

会長は、第6条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

### 第8条

功労賞の授与は年会で行う。また、受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

## 4-2-5-1) 功労賞選考内規

#### 第1条

功労賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。

#### 第2条

選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員5名以上をもって組織する。

#### 第3条

選考委員長は理事会で指名する。

#### 第4条

選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長に報告する。選考により該当者がいない場合にもその旨を報告する。

### 4-3) ベストポスター賞選考細則

#### 第1条

本会は薬物動態学に関する研究を奨励しその発展を図るために日本薬物動態学会学術年会(以下年会という)においてポスター発表された演題のうち優れた研究発表を顕彰するベストポスター賞(Best Poster Award in JSSX Annual Meeting )を制定する。

#### 第2条

賞は賞状などとする。

#### 第3条

受賞者は年会のポスター発表の講演要旨を募集する際にベストポスター賞に応募したものから選考する。応募者は①基礎研究領域(薬物動態に関連する基礎的研究を中心とする内容)、②応用研究領域(医薬品や臨床研究等、薬物動態に関連する応用的研究を中心とする内容)、③企業研究領域(企業で主に実施された薬物動態に関する基礎及び創薬等に関連する内容)の中から該当する領域を1つ選定して応募する。

#### 第4条

各領域から2演題以上を各領域のベストポスター賞とし、合わせて概ね10演題とする。

#### 第5条

受賞者は別に定めるベストポスター賞選考内規により選考する。

#### 第6条

ベストポスター賞の授与は年会中に行う。なお、受賞はベストポスター賞選考委員の質疑に対応した者を代表(受賞代表者)とする。

#### 第7条

本会は、受賞代表者を次年度年会に無料招待し、一層の研鑽を奨励する。

### 4-3-1)ベストポスター賞選考内規

#### 第1条

ベストポスター賞は日本薬物動態学会学術年会(以下年会という)でのベストポスター賞に応募した演題から選考する。

#### 第2条

選考委員会(以下委員会という)は、下記に掲げる委員で組織する。なお、各委員数は応募状況を踏まえて調整する。

- (1)委員長 1名
- (2)薬系大学・研究機関所属委員 9名
- (3)病院等医療機関所属委員 9名
- (4)企業所属委員 9名
- (5)その他委員長が必要と認めるもの 若干名

#### 第3条

選考委員長は理事会が指名する。委員は委員長が選任し、理事会の承認を得る。

#### 第4条

委員長および委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。

#### 第5条

選考委員会は応募のあった演題について、まず応募領域の妥当性を審査し、次いで講演要旨をもとに審査(一次審査)を行う。選考委員は、委員長から割り当てられた講演要旨を①研究目的の重要性、②研究手法の良否、③結果・結論および考察の妥当性とインパクトに留意して採点する。委員長は選考委員の得点に基づいて、各研究領域から最終選考の演題(ファイナリスト)を選定する(ベストポスター賞応募演題の10%または20演題以内が目安)。委員長はこの結果を選考委員、年会組織委員長に報告する。

#### 第6条

選考委員会は最終選考の演題からベストポスター賞を決定する。選考委員は最終選考演題のポスター発表におけるポスターを閲覧し、質疑応答を行い採点する。年会開催中に委員会を開

催し、委員の採点結果を基に協議し、各研究領域からベストポスター賞を決定する。

#### 第7条

委員会の事務は、年会事務局が行う。

### 4-4)DMPK 賞選考細則

#### 第1条

本会は薬物動態学に関する研究を奨励しその発展を図るために本学会が発行する Drug Metabolism and Pharmacokinetics (以下 DMPK 誌と言う)に掲載された論文のうち、優れた研究を顕彰する DMPK 賞(DMPK Award)を制定する。

#### 第2条

賞は原則として受賞年の前年に発行された DMPK 誌に掲載された論文から優秀論文(1位～3位)とし、1位の論文を最優秀論文として表彰する。

#### 第3条

DMPK 賞最優秀論文の賞は賞状および副賞とし、受賞論文の著者全員に授与する。

#### 第4条

受賞論文は別に定める DMPK 賞選考内規により選考する。

#### 第5条

会長は、第4条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞論文を決定する。

#### 第6条

DMPK 賞の授与は年会で行う。

### 4-4-1)DMPK 賞選考内規

#### 第1条

DMPK 賞は対象年に DMPK 誌に掲載された論文から選考する。

#### 第2条

選考委員会は DMPK 編集委員が担当し、選考委員会は DMPK 誌の編集関係者(編集長、共同編集者、編集諮問委員会)に優秀論文の推薦を依頼する。

#### 第3条



DMPK 編集委員長は選考委員会の議長となり、議事の進行に当たり、推薦のあった論文から優秀論文の1位から3位まで選考する。

#### 第4条

DMPK 編集委員長は選考結果と共に1位～3位の論文を会長に報告する。

### 5) 補則

#### 第1条

本細則の変更は、別途、記載する例外を除き、理事会の決議を経て行う。

#### 第2条

この法人に移行前に最初の事業年度(平成 28 年度)の年会費を収めたものは、この法人成立の日から平成 28 年 12 月 31 日まで会員資格を有するものとする。なお、平成 29 年度以降については、年会費を納めたものは当該事業年度の期間、会員の資格を有するものとする。

#### 第3条

3-8) 企業若手交流会運営細則の第4条、第6条、および第9条にある SME に関する条項は、SME 制度の定着を以て施行し、施行は理事会において決定される。